

令和7年度からの指定給水装置工事事業者の指定等について

奈良県では、県(用水供給事業)及び23市町村・1企業団(上水道事業)が連携して1事業体へ統合(新たな広域水道企業団を設立)し、令和7年4月から事業を開始できるよう、準備を進めているところです。

これに伴い、下記のとおり変更となる予定ですので、あらかじめご留意願います。

記

○新企業団の給水区域内(※)の指定給水装置工事事業者に係る令和7年4月1日以降の指定・更新は、市町村ごとではなく、新企業団(奈良県広域水道企業団)が行うこととなります。

(※)新企業団の給水区域は、以下の26市町村の区域となります。

大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町

○これにより、新企業団により指定・更新された効力は、新企業団の給水区域(上記26市町村区域)で有効となります。

→新企業団の指定を受けた工事事業者は、令和7年4月1日以降、企業団の給水区域全域で給水装置工事の施工が可能となります。

○令和7年4月1日時点において、現在の各市町村水道事業者から複数の指定を受けている指定給水装置工事事業者については、自動的に新企業団による指定(1指定)へと移行します。(移行のための手続・費用は不要です。)

○指定の有効期限は「5年」です。(現行と同様)

→ 令和7年4月1日付で自動移行する指定の有効期限はそのまま引き継ぎます。

(複数の水道事業者から指定を受けている場合は、最も長い有効期限を引き継ぎます。)

(※裏面参照)

○新企業団による指定番号は、新たな番号を付与する予定(令和7年1月頃)です。

【参考】

令和7年4月1日付の新企業団による指定への自動移行の具体例

現 在	
指 定 番 号	指定の有効期間の満了日
A市 第〇〇〇号	令和7年9月29日
B市 第●●●号	令和7年11月29日
C町 第■ ■ ■号	令和9年9月29日（最長）

新たな指定番号を付与

最長のものを引継ぎ

令和7年4月1日から

指 定 番 号	指定の有効期間の満了日
奈良県広域水道企業団 第×××号	令和9年9月29日